

令和7年度山形県広報活動支援業務に係る企画提案募集要項

1 目的

この要項は、「令和7年度山形県広報活動支援業務」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

令和7年度山形県広報活動支援業務

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度山形県広報活動支援業務委託仕様書(企画提案用)(以下、「仕様書」という。)」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(ただし、仕様書3(1)に係る実施期日は令和8年3月13日(金)までとする)

(4) 提案上限額

3,533,200円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 応募資格及び失格事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない者。
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していない者(納税する義務のない者を除く。)
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者(加入する義務のない者を除く。)
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

ア 役員等(企画提案応募者が個人である場合にはその者を、企画提案応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要項に定める要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が「2(4) 提案上限額」を上回るとき。
- ⑥ 提案者の都合によりプレゼンテーションを実施しなかったとき。

4 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類等(提出書類全てについて押印は不要です)

	提出書類	様式、留意点等	提出部数
①	参加申込書	・〔様式1〕	1部
②	暴力団排除に関する誓約書	・〔様式2〕 ・山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要。	1部

③	事業者概要書	・〔様式3〕	1部
④	会社概要	・パンフレットなど任意。	1部
⑤	企画提案書	・1業者につき1提案に限る。 ・「仕様書」及び「別紙1 企画提案書の作成について」を踏まえ作成すること。	7部
⑥	見積書 (概算経費)	・〔様式4〕 ・見積価格の詳細は別途添付すること。 (任意様式)	1部

(2) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(3) 提出期限

ア ①参加申込書～④会社概要

令和7年5月15日(木)午後5時まで

イ ⑤企画提案書～⑥見積書

令和7年5月27日(火)午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

ア 郵送の場合、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 持参する場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に提出先に持参すること。

5 最優秀提案者の決定方法等

(1) 企画審査会の開催

① 山形県総務部広報広聴推進課が設置する企画審査会(以下「審査会」という。)の審査において、審査員全員の評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

② 前号の審査は、下記(2)に示す評価基準に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーション(WEB会議ツール「Zoom」の活用を想定)により行う。プレゼンテーションは提出書類により行い、資料の追加は認めない。

開催日時及び実施方法等、審査会の詳細は別途提案者に通知する。なお、山形県総務部広報広聴推進課の判断により、提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。

③ 提案者が多数の場合は、提出書類による第1次審査を行う場合がある。

④ 提案者が1者のみの場合でも、各審査員の評価結果により提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優

秀提案者として選定する。

⑤ 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

⑥ 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。

(2) 評価基準等

評価項目		審査の視点
企画内容等 (70点)	実施方針 (10点)	本業務の意図や内容を十分に理解し、注力すべきポイントを把握しているか。
	専門的助言・提案 (40点)	- 広報に関する専門的な知識やノウハウを持ち、県職員からの多様な相談に対し、効果的な助言や提案ができる体制を有しているか。 - 県職員への周知及び事前アンケートの実施について、効果的な取組みを提案できるか。 - 過去3か年以内に国または地方公共団体等における広報コンサルティング等の実績は十分にあるか。
	広報セミナー (20点)	- 県職員から寄せられた相談とその対応状況をセミナーの企画立案に反映できるか。 - 企画に応じた適切な講師を選定、派遣できるか。 - 過去3か年以内に国または地方公共団体等における同種のセミナー企画等の実績が十分にあるか。
業務遂行能力 (25点)	実施能力・業務管理 (25点)	- 業務を確実にかつ効果的に実施するために必要な体制を有しているか。 - 県との連絡調整等、必要な作業量や手順を適切に想定し、業務を管理する人員を配置できるか。
経費※ (5点)	妥当性 (5点)	① 事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。 ② 積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。
合計(100点)		

※経費については、見積書をもとに上記①及び②の視点で審査を行い、妥当である場合は5点の評価とする。

6 企画提案書作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 質問方法

企画提案書の作成等に係る質問等は、本企画提案募集のホームページ下部の「お問い合わせフォーム」により行うものとし、問い合わせ件名を「令和7年度山形県広報活動支援業務委託に関する質問(会社名)」として送信すること。

※ 「性別」「年齢」「職業」「ファックス番号」の欄は、入力不要ですが、それ以外の欄は、必ず入力してください。なお、「氏名」には会社名を、「問い合わせ内容」には、問い合わせ内容に加え、担当者の氏名も入力してください。

(2) 質問書の受付期間

令和7年5月15日(木)午後5時まで

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答する。

ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 4(1)の書類提出後のスケジュール(予定)

企画審査会の開催 令和7年6月上旬

審査結果通知 令和7年6月上旬

契約締結 令和7年7月上旬

8 委託契約に係る基本事項

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県総務部所管事業指名業者選定審査会の審査により決定し、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。

(3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。

(4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。

(5) 契約締結にあたっては、山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないことを証明する書類(非課税のものを除く。)を提出すること。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出する必要はない。

9 その他

(1) 4(1)に掲げる書類の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。また、提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の

使用承認等に係る必要な手続きは提案者が行うものとする。

- (2) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における書類の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (5) 書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)により「10 担当部局」に提出すること。
- (6) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

10 担当部局

山形県総務部広報広聴推進課 広報戦略担当

住 所:〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号(山形県庁4階)

電 話:023-630-2086